"農地の転用には許可が必要です"

小浜市農業委員会

農地を農地以外に転用する場合には、下記のような農地法に基づく諸手続きが必要です。 各申請の詳細につきましては農業委員会事務局までご相談ください。

1)農地転用許可申請

<u>《4条申請》</u>農地の所有者、耕作者がみずからその農地を転用する場合に必要です。

<u>《5条申請》</u>農地の使用収益権を持たないものが農地の所有者、耕作者から農地を買い受け 又は借り受けあるいは耕作権の移転を受けて転用する場合に必要です。

②現況証明申請

証明願出前20年以上非農地の状態であり、家屋証明等の公的証明や航空写真でそれが確認できる農地については現況証明申請が可能です。

③制限除外農地の移動届

自らの農地2 a (200㎡) 未満を農業用施設等の用地にする場合等は農業委員会に届出が必要です。

※申請に必要な書類

許可申請書・土地登記簿謄本・申請土地付近の見取図・地籍図・建築物の配置図・土地改良区等の意見書(申請土地が土地改良区内の場合のみ)・被害防除等概要書・資金計画書・融資証明書または残高証明書・その他(状況に応じ、仮登記同意書、関係機関の意見書、他法令による申請書の写し等を提出いただく場合があります)。

申請によって必要書類は異なりますので、事前にご相談・ご確認ください。

違反転用に対する措置

違反転用者には、県知事が工事等を中止させ、もとの農地に復元させることがあります。 これに従わない場合、個人にあっては最高3年以下の懲役、300万円以下の罰金、法人 にあっては1億円の罰金という罰則の適用もあります。場合によっては農業委員会への出 席を求め、その経緯等について説明を受けることもあります。

> お問い合わせ 小浜市農業委員会事務局 (小浜市役所産業部 農政課内) TEL 0770-64-6022